



第3部 道県基金協会の最近の動き

1. 業務

道県基金協会は、果実基金制度発足当初から、事業実施県に社団法人として順次設立され、生産者補給金の交付に必要な交付契約の締結、交付準備金の造成等の業務を行うこととされた。

その後も、国の果樹対策事業が情勢に対応して拡充・変更されるのに合わせて、業務内容を変更しながら、中央果実協会と連携して我が国の果実対策の実施の根幹を担ってきた。

ほとんどの道県基金協会では、果樹経営支援対策事業や果樹未収益期間支援事業を基幹的な事業として実施している（財源は中央果実協会からの補助金）。

また、うんしゅうみかんやりんごの主産県では、令和元年度まで、果実計画生産推進事業（果実計画生産確認事業）や緊急需給調整特別対策事業も実施してきた（中央果実協会の補助金と生産者の負担金・県の助成金で交付準備金を造成）。

果実加工需要対応産地強化事業は、度々事業の組替えが行われ、道県基金協会を通じないタイプもあるが、加工専用果実の選別出荷の取組への助成等が沖縄県園芸農業振興基金協会等で行われている（財源は中央果実協会からの補助金）。

沖縄県園芸農業振興基金協会では、パイナップル構造改革特別対策事業も実施している（財源は中央果実協会からの補助金）。

このほか、平成 21 年度までの交付準備金の運用により生じた利益で造成した特別基金（特別資金）・特別事業資金を活用した特別事業が各年度 7～10 の道県基金協会で行われている。県産果実の需要拡大促進関係の事業が多いが、品質向上設備導入への補助等それぞれの地域の実情に応じた事業が実施されている。

さらには、県の助成を受けた県補助協会事業や、協会独自財源による協会単独事業として、市場価格低落時の生産者への補てん金の交付や、災害時の経営安定資金の利子補給、輸出の支援等を行っている道県基金協会がある。

2. 財務

道県基金協会の運営費は、基本財産の運用益によって賄われることとされ、中央果実協会は各道県基金協会の出資金造成について 15～62 百万円を出資した（新法人移行後は預り出資金や寄託金等として整理されている）。

その後の業務の拡大に伴う事業量の増大や物価の上昇に対応するため、昭和 54 年度に交付準備金の運用益を特別基金として造成することが認められ、平成 12 年度までの間、3 次 にわたり、運用益を運営費に充てることができた特別基金の造成が図られた（限度額：1 億円又は基本財産額のいずれか低い額）（新法人移行後は特別資金に名称変更されている）。

また、昭和 63 年度から、自由化関連対策の円滑な推進を図るため、中央果実協会に造成してある資金の運用益を充当して、道府県基金協会業務委託交付金を交付することになった。以降も継続して、果樹対策事業の円滑な実施に資するため、道県基金協会の運営費に充当できる交付金を合計 1 億円前後毎年度交付してきている（平成 27 年度からは都道府県推進事務費と果樹経営支援対策事業の中の推進事務費の二本立て）。（平成 21 年度末に中央果実協会の資金を国庫に返納したことから、財源は国からの毎年度の補助金に変更）

しかしながら、金利が大幅に低下していることから（公定歩合（日銀の基準貸付利率）でみると、平成 5 年に 2%、平成 7 年には 1% を割り込み、四半世紀にわたり超低金利状態が継続）、道県基金協会の財務運営は一層厳しさを増しており、各協会とも財務改善に向けた取組を実施している。経費抑制策としては、他の組織との統合や役職員の農協系統組織等からの出向・兼務化、全農等への事務委託等が多くの道県基金協会で行われている。また、収入増加策として、会費や事業利用に応じた分担金・手数料等の徴収・増額、資金運用手法の拡大等を検討・導入する道県基金協会が増えている。

3. 組織

道県基金協会は、地元の総意で事業を進める趣旨から社団法人として発足したが、公益法人制度改革により、平成24年、25年の2年間に21の公益社団法人と7つの一般社団法人に移行している。移行の際、9つの法人が「〇〇県果実生産出荷安定基金協会」等から「〇〇県果実協会」等に名称を変更している。

従来から野菜関係の協会と合併する協会が多く、平成30年4月1日には、公益社団法人大分県果実協会と公益社団法人大分県野菜協会が合併して、新たに公益社団法人大分県園芸振興基金協会が設立された。

令和2年4月1日には、公益社団法人北海道青果物価格安定基金協会が公益社団法人北海道豆類価格安定基金協会、公益社団法人北海道馬鈴しょ生産安定基金協会と合併し、公益社団法人北海道農産基金協会が発足した。

令和4年3月末現在で、28の道県基金協会のうち果実関係の業務だけを行う協会が7つあり、その他の21協会は野菜も含めて青果物関係の業務を行っている。その中には、畜産物や豆類、馬鈴しょ、きのこ、花き、い製品関係の業務を行っている協会もある。

これらの協会は、地区別や樹種別に、果実基金制度落葉果樹連絡協議会や果実基金協会東日本ブロック会議、中国四国地区果実生産出荷安定基金協会連絡協議会、九州地区果実生産出荷安定基金協会連絡協議会を組織し、基金協会

業務の相互研鑽や情報共有等を図っている。九州地区協会と東北・北海道地区協会交流会も含め、それぞれ年1回開催され、農林水産省や中央果実協会も出席し、活発な質疑応答・意見交換が行われている。新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、令和2年度は開催されず、令和3年度は福岡県での九州地区果実生産出荷安定基金協会連絡協議会開催のみにとどまった。

4. その他の団体

果樹経営支援対策事業の事業実施者は原則として道県基金協会（果樹農業振興特別措置法や国の要領等での正式名称は「都道府県法人」とされているが、道県基金協会が設立されていない都道府県にあつては、事業を適切に実施する能力を有すると中央果実協会が認める団体（いわゆる受け皿団体）が事業実施者となることができるとされている。

令和4年4月1日現在で、17の団体が受け皿団体として認められている。そのうち8団体は全国農業協同組合連合会〇〇県本部等の農協系統組織であり、それ以外の9団体は〇〇県園芸振興会・〇〇県果樹組合連合会等様々な名称の団体で県庁担当課や農協系統組織に事務局を置くところが多い（一般社団法人や公益社団法人として法人格を有する団体もある。）。

なお、東京都と石川県には道県基金協会も受け皿団体もない（令和4年4月1日現在）。